

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸ノ内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 中嶋 博
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料参千円)
 1984年5月25日発行
 第16巻 第5号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.16 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

マスコミ報道の「行き過ぎ」とプレス・オンブズマン

News "ultra vires" by Mass Media and the Swedish Press Ombudsman

環境・社会政策研究所主宰 潮見憲三郎

Mr. Kenzabro Siomi

どこの社会でもマスコミの競争は激しく、取材合戦はとかく取材される側の人権を無視しがちとなる。それをどう制御するか。

わが国では、チェックはまずマスコミ各々の良識という自主的判断にまかされている。あとは「争う」よりない。その場合のよりどころは最高裁判例としての「社会常識上、是認されるもの」ということになるが、その常識とは何か、是認されるかされないか、市民は新聞社を相手に争い、立証しなければならない。

スウェーデンでも、大筋の原則には変わりがない。最終審判の場は法廷である。しかし、次のような点がわが国の場合と違う。

一つ。マスコミの自主的判断は各社の任意ではなく、統一ルール化されている。現行の「1974年新聞・ラジオ・TV倫理綱領」がそれである。

二つ。プレスオンブズマン(PO)制度がある。マスコミの報道で「不当に傷つけられた」と思う場合、当の本人はもとより、市民は誰でも無料でPOに訴えることができる。訴えを待たずPOが自ら職権調査に乗り出すこともある。その調査には明確で具体的な審査基準が用いられる。それが前記の統一「倫理綱領」である。

綱領条項への違反ありと思えばPOは新聞社側と話し合い、もし社側が非を認めれば自発的な「訂正」や「反論掲載」などの処置をとって落着くことが多い。落着かず、非を認めようとしない場合、POは非難声明を新聞社に送る。新聞社はそれを早速目につきやすいところに一字一句そのまま掲載しなければならない。それにも応じな

ければ、POはプレスカウンシルに申し立てる。これは法律家を議長とし一般市民を含む六人委員会で、POに対する一種の上級審である。ここでの決定も、もちろん、一字一句そのままその新聞に掲載されるし、なお、罰金が課される。

POは1981年中に381案件を仕上げた。調査せず、または調査と話し合いによる解決が計307件。POによる批判18件。カウンシルへの提訴が56件であった。同年中にアフトンプラデー紙の8回を筆頭に、新聞社の数でいえば52社が批判された。

英国のプレスカウンシル、放送苦情コミッション、米国のニュースカウンシル、ミネソタ州ニュースカウンシルなどよりもスウェーデンの制度のほうが歴史的にも古く、考えかたにも特色がある。たしかに近代法のたてまえでは法廷での原告と被告は1対1だが、その仮説だけで現代の新聞社対市民の争いを割り切るのは適当でない。少くともそれ以外に、弱い立場にある市民側に味方をする仕組みをも設けておくことがフェア(公平)であり、実際的でもある、という発想である。

現職POトステン・カーシュ博士(ストックホルム高裁判事)は1981年に大使館の招きで来日、各所で講演をおこない深い感銘をあたえた。

目次

マスコミ報道の「行き過ぎ」とプレス オンブズマン.....	潮見憲三郎... 1
社会サービス法について.....	坂田 仁... 2
(Göteborg通信) エイプリル・フルルのこと	三瓶 恵子... 4
ニュース・SIPニュース.....	5

社会サービス法について

On the Social Services Act, 1980

常磐大学教授 坂田 仁

Prof. Jin Sakata

昭和57年1月1日よりスウェーデンの社会サービス法 (Socialtjänstslag) が施行に移されている。この法律によって社会的救助に関する法律 (生活保護法)、児童福祉法、禁酒保護法など主要な社会福祉関係の法律が廃止され、すべての社会福祉活動が単一の法律、社会サービス法によって運営されることになった。

社会福祉の統合化、標準化 (Normalisation)、コミュニティケアの重視の傾向は、1970年代の社会福祉の世界的傾向であることは、本誌上の丸尾直美教授の指摘により明らかであり、スウェーデンもその方向で制度の改革を実現したことになる。

社会サービス法は、枠組法であるとされる。法には、社会サービスによって達成すべき目的 (経済的・社会的平穩、生活条件の平等、社会生活への積極的参加を各々促進すること。個人の能力を開発すること。自己決定権及び人格の統合性を尊重すること。) を抽象的に掲げるに止め、社会サービスの内容、その実現については地方自治体 (コミューン) の社会サービスの機関と対象者との協議によって自由に実現しようとするのである。

救貧の匂いの強い生活保護費の支給を廃止して、それにかえて、いくつかの条件 (社会保険附給付に関する法律草案によれば、労働災害、疾病、失業、児童の扶養、親族の一時的介護、職業訓練参加、徴兵義務等の履行) を充足する場合に、各々の給付の他に、附加給付を与えて生活の保障をはかり、その分生活保護の対象者を減らして、社会サービスが金銭給付事務から解放されて、その本来のサービスを実施できるような方策も考えられていたが、この提案は、現在継続審議中とのことである。数年前の提案段階では、当時の生活保護費の予算額は、これによっておよそ半減すると試算されている。

社会サービスは、従前の社会福祉三法の場合と同様コミューンの責任で実施される。その責任は、本法によって以前より強化されており、各々の住民が自らのニーズに合ったサービスを受けら

れるようにというところにまですすんでいる。

また、従前は、国の責任とされていた、非行少年の施設保護、アルコール乱用者の施設保護も、1983年1月より病院と同じ扱いになって、地方のランツティングの所管に移されている。薬物乱用者の施設についても同様に考えられているようである。

社会サービスとしての事務の一本化は、また従前の個別的な行政委員会の解消を求め、単一の行政委員会がすべてのサービス事務に責任を負うことが定められている。即ち、社会福祉委員会 (Socialnämnd) が各コミューンに設置されて、幼稚園、学童保育所、児童の養護、要保護児童、非行児童、アルコール乱用者、老人の養護など、全ての社会福祉事務の実行に責任をもつという体制が組み立てられている。

それと同時に社会福祉委員会の権限も従来の個別的委員会の権限をこえて拡張されている。社会福祉調査会 (SU) の報告書では、その職務は、(1)構造指向職務、(2)公共指向職務、(3)個人指向職務の三つに分けられている。(1)は、良い環境条件の形成のための地域の公共計画への参加、資料の提供など、地域の社会構造に直接働きかけることを意味している。これは以前の個別的な行政委員会にはみられなかった職務である。他の2つは、例えば、社会サービスに関する情報の提供、幼稚園、学童保育所の運営、老人の居住援助などの公共指向職務と生活困窮者の扶助、児童の養護、非行少年の個別的処遇などの個人指向職務とであり、これは従来からあったものと同様のものである。

個人に対する保護・援助措置については、標準化とコミュニティケアの特色が極めて強く示されている。社会サービス法は、社会福祉の統合的法律として、その領域に属する業務を法の中に列挙している。それを書き上げると、薬物乱用者の措置 (11条)、児童及び少年の養護 (12条以下、ここに幼稚園、学童保育所の運営も含まれている。)、老人の養護 (19条以下)、障害者の養護 (21

条)となる。そのいずれの場合も規定の仕方は簡単で、具体的内容はほとんど規定されていない。社会サービス法が枠組法と言われる所以である。

これらの対象者に対する社会福祉委員会の措置については、9～10条に規定されている。

旧来の法律(例えば禁酒保護法や児童福祉法)には、各々の行政委員会が対象者に対してとるべき措置が法律に定められていた。それに対し、社会サービス法は、そうした措置の形式を法の中には取り入らず、むしろ逆に「個人に対する社会福祉委員会の援助供与は、その個人と共同して、…企画され、実施され」るべきだと規定されている(9条)。「監督」(Övervakning)が廃止され、個人の要求又は同意を条件にコンタクトパーソンを選ぶと定めている(10条3項)。ここには、個人の自己決定権の尊重の姿勢が読みとれる。

10条1項は、「社会福祉委員会は、家事援助、外出サービス又はその他の奉仕活動により、その個人が家庭に居住しつつ、他の者と接触することを援助するものとする。」と定め、施設処遇をなるべく避けて、在宅処遇に重点を置くコミュニティーの方向と、標準化の方向とをはつきり示している。

上記のことからも想像できるように、社会サービス法は、個人に対する処遇手段から強制の要素を全く排除してしまった。とくに、薬物乱用者の取扱いについては、この点をめぐってはっきりした対立があり、SUの報告書も、強制措置を定めた特別法の必要性について特に検討している。そして、1980年の法の制定の段階では、薬物乱用者への強制措置については何らの規定も設けられなかったが、その後単行法が別に制定されて強制措置をとり得るようになっていく。少年に対する取扱いについても同様の議論があり、1980年の法制定の折に少年保護に関する特別規定が同時に立法されている。

強制の要素の排除とコミュニティーの原則とは、必然的に対象者の施設内収容保護の数を減少させることになる。しかも、入所は対象者の同意を条件とするのであるから、施設は病院類似のものとなって来ると思われる。言葉の本来の意味であるホスピタルが考えられているとも言い得るように思える。その管理はすべて、コミュニティー又はラングティングが行うので、国が管理する場合にくらべて、地方の実情にあった施設体系が可能

になると思われる。これは、しかし、コミュニティー自治の永い歴史的伝統を前提にはじめて可能になったものと言えよう。

施設保護の必要な場合として、SUは次の5個の条件を上げている。即ち、(1)急性の破壊的状況の処理、(2)扶助と処遇の必要性の調査、(3)問題解決手段の計画と開始、(4)新たな危機的状況に対する避難所の提供、(5)長期にわたる隔離された環境の必要性の充足、の5個である。議会の厚生委員会が認めた、施設保護の必要な場合は、(1)緊急の保護の必要性、(2)調査及び観察、(3)長期的保護の導入段階、(4)重大な社会的、情緒的又は知的障害をもった児童のための長期保護、の4個の場合である。(4)を除けば、病院への入院の必要性の判断基準と似ているのではないと思われる。

社会サービス法は社会福祉関係法の統合的立法であるが、ここには、精神障害者と精神薄弱者に対する措置はふくまれていない。社会的原因によって生じる問題の解決が社会サービス法の狙いなのであって、医療措置の問題は、社会サービスの枠の中には入って来ないのである。

最後に、社会福祉委員会の事件処理手続と個人記録の取扱いについて、法的安定性の確保の見地からかなり詳細な規定をおいていることを附記しておきたい。法の50～66条がこのふたつを扱っている。

以上、駈足で社会サービス法の内容を紹介して来たわけであるが、紙数の関係もあってこの辺で筆をおくことにしたい。

なお、以下に参考文献をいくつか掲げておくので、興味のある方は参照していただきたい。

- (1) 社会サービスおよび社会保険補給給付、当研究所資料第20号(小野寺百合子訳)
- (2) スウェーデン社会福祉審議会の最終答申書、小野寺百合子、当研究月報10巻7号
- (3) 福祉政策の総合化、高須裕三、当研究月報11巻5号、6号
- (4) 社会福祉サービスにおける総合化とコミュニティー・ケア発展の動向、丸尾直美、当研究月報11巻7号、8・9合併号
- (5) スウェーデンの新しい社会サービス法案、坂田仁、当研究月報12巻5～11号
- (6) スウェーデン社会福祉新立法、坂田仁、家庭裁判月報33巻11号
- (7) 幸せな社会を求めて、都倉栄二監修、厚生問題研究会、昭54
- (8) 福祉社会スウェーデンの新しい動向、スウェーデン社会研究所編、成文堂、昭54
- (9) スウェーデンの社会政策、スウェーデン社会研究所編、成文堂、昭56

エイプリル・フルのこと

会員 三 瓶 恵 子

Mrs. Keiko Sampei

例年になく暖かい冬で、年があけたらすぐにも春になるのではないかと思わされたくらいだったのに、予想に反して4月に入ってもなかなか春の陽気になりません。復活祭 Påsk の休みまでにはまだ2週間もあるし、街ゆく人もなんとなく待ちくたびれた顔をしているような気がします。

それでも何か春らしい話題を…と考えて、エイプリル・フルのことを書くことにしました。エイプリル・フルはどこではじまった習慣なのか浅学でよく知りませんが、いろいろな国々から来ている私の友人達、皆、自分の国にも同じ習慣があると話してくれました。なぜかチリだけは4月1日ではなく、12月28日なのだそうですが。

スウェーデンのエイプリル・フル april skämt の特徴は、新聞、ラジオ、テレビ等のマス・メディアが、平気でウソの報道をすることで、いまだにその大胆さに驚かされます。イヨーテポリリス・ポステンGP紙の今年のウソは、「軍隊が、中古自転車の維持費が大きいことに頭をかかえて、経費削減のため、3200台をタダで放出する。希望者は4月1日午前10時にグスタフ・アドルフ広場に集合のこと。抽せんをおこなう。」というものでした。

「わっ。自転車が当たるんだって。行ってみようかな。」と喜んでいたら、私の連れあいがニヤニヤして「4月1日に何かくれるというのはエイプリル・フルに決まってるよ。」と言うので不承不承行くのはやめにしたのです。(だって、どこにもエイプリル・フルだなんてことわってないんですヨ!)

で、次の日になりまして、ありました、ありました。新聞の第2部の1面に(主要朝刊紙は、1部、2部にわかれているのが一般的なようです。2部の1面は日本だとテレビ番組欄の裏、社会面

のトップに相当するところです。)大きな写真入りで、200人ほどが、「ほんとかいな」という顔つきで広場を行ったり来たりしたようすが載っています。3200台の自転車で埋まるはずだった広場には、GP紙が軍隊から借りてきた、たった1台が止めてあるだけ。横にエイプリル・フルという説明書きがついて。それで結末がどうなったかといえば、10時2分にどこからともなく一人のおばさんが自分の自転車に乗って現われ、その1台しかない軍隊の自転車を自分のともどもゆうゆうとおして去っていったのだそうです。記事によれば、GP紙は軍隊に対して賠償をしなければならぬそうですが、私の考えでは、そのおばさんは多分サクラでしょう。

テレビのニュース Akturellt では、「クレジットで買物をする際、客がいくらくらい財産をもっているかを販売店の者がチェックできるよう、個人登録番号 Person nummer を1けた増やす。」と人気アナウンサーがまじめな顔で語り、試行のようすが放映されました。ラジオのニュースでは、「東海岸地方が大雪」という、ドライブを計画していた人達には罪つくりなウソをつきました。GP紙以外の新聞では、ダーゲンス・ニーヘーテルDN紙が、「社民党による他党の住宅半改革案批判」、アルベテット Arbetet 紙が、「視聴率による歩合制聴視料」、等各々趣向をこらしてウソをついたそうです。ちなみに日本の日経新聞に相当するのではないかと思われるスヴェンスカ・ダーグブラーデット SVD 紙には例年エイプリル・フルはまったくないそうです。

日本では桜前線の地図がテレビの天気予報に色どりをそえているころでしょうか。こちらではまだまだ、かれ枝に色とりどりの羽をつけた復活祭の飾りだけが花らしい花です。

中嶋 博 常務理事、フィンランド学士院外国会員に

早稲田大学教授、当研究所常務理事中嶋博氏には、去る4月9日付にて、フィンランド学士院(The Finnish Academy of Science and Letters) 外国会員に選出されました。

同会員への選出は、日本ではもちろん東洋でも初めてのことで心よりお祝い申し上げます。

<ニュース>

日本関係スウェーデン語図書展示会

去る3月24日、北欧文化協会主催、スウェーデン大使館後援で、国際文化会館において標記展示会が開催されたが、ヴァイルマンの「日本滞在記」（関ヶ原役直後）、ツェンベリー関係古書も展示され極めて興味あるものであった。

なお当日は、スウェーデンの作家のヤシルド氏の「現代スウェーデン文学の傾向と私の作家活動」と題した講演も行たわれた。

G・モロイ博士教育事情視察のため来日

ストックホルム教育大学講師 モロイ博士 (Dr. Gunilla Molloy) は、4月に日本の教育事情視察のため来日された。当研究所は、学習指導要領 (英文) など教育関係資料を贈呈すると共に、中嶋常務理事の案内で、国立教育研究所のほか、ごく普通の幼・小・中・高校の各段階の学校を視察し、実情の理解を深めていただいたが、そのうち中学校で、45名という多数の生徒を相手として授業をしている日本の教師に、深い同情と敬意を表しておられたことが印象的であった。

<SIIPニュース>

長期の基礎研究を優先する政府法案

最近スウェーデン政府は新しい研究開発法案を提出したが、その中で最優先の分野に指定されているのは以下のとおり—環境保護、データ/情報技術、素材技術、人間工学—。最初、国の研究開発用の総合プログラムが起草されたときに、それは10省の研究開発活動を扱うもので、すなわち、これは次期の国の研究開発予算は5億クローナ(邦価約150億円)増100億クローナ(3,000億円)相当となることを意味する。新法案提出に際し、副首相イングバル・カールソン (Ingvar Carlsson) は、以下の様に語った。「新法案はスウェーデンの将来のための研究開発の重要性を強調するとともに基礎的な研究と質とに重きを置いたものである。」

新法案は、研究開発力の長期的な増強の必要性を強調しているが、これは分化された研究を犠牲にしても基本的な研究への援助を増大することを意味するものである。実業界もこの達成に向けて寄与するものと見込まれ、それらの代表が、政府との話し合いのために、この問題に関する討議に招かれることとなろう。同法案により提供されるであろう新基金の大半は上述の目的のために費される予定であるが、基金はまた教育省並びに農業省分野における基礎研究のための1億2,500万クローナ(37億5000万円)を含むものである。この他、国の研究職の数もかなり増強(170名程)される見込みである。それとともに海外のスウェーデン人の研究者援助のための資金も増大されることとなろう。これらの資金の多くは技術、自然科学や医学に供与される見込みであるが、社会科学や人文科学へも援助割当が行われるであろう。

また、従来、スウェーデンの重税が原因で海外の研究者がなかなか我国へ来たがらないという問題があったが、これに対する対処法として新法案はこういった人々への税控除を提案している。技術開発庁 (STU) は、翌年より向う3年間、さらに22億クローナ(660億円)の供与を受けることとなるが、このうちの7億クローナ(210億円)が1985年度分である。なお、STU特別諮問委員会が、研究開発プロジェクトの査定を行なう。STUはまた、発明家への特殊な現金援助—年間1人頭20万クローナ(600万円)まで—を開始するが、この助成金の受益者は個人及びグループを問わず、年に15~20人(組)へ授与される見込み。

過去9年間に26億クローナ(780億円)の費用を投じられたエネルギー研究開発は、迅速かつ実質的な成果(ヒートポンプ、焼却炉等)をあげているといわれる。ただし、太陽エネルギー及び風力に関する研究の結果については査定の必要があり、今やこれらの分野の研究開発は、エネルギー関係の基礎研究へより多くの資金を提供するために抑制されることとなろう。此程の政府法案は、

総費用12億クローナ（360億円）の新しいエネルギー研究開発3カ年プログラムを提案しており、ことに農業部門の研究開発は、生産の代替的な形態、養殖、環境保護等の分野に集中的に取り組むべきだとしている。

スウェーデンの研究開発への総投資は、国及び産業界のそれも含めると、GNPの2.5%に相当するがR&Dへの総投資の対GNP比が上述の数値を上回る国は世界でもきわめてまれであるということだ。

政府、性犯罪に関する刑法改正案提出

此程、スウェーデン議会で性犯罪に関する刑法改正のための新法案が提出されたが、その主目的は以下の2点に絞られる。すなわち、

- 一、男女間の平等を達成しようという今日の努力に、なお一層適合する法律の制定
- 一、女性の地位の向上

新法案の中で、「強姦」rape という語は、その語が普通意味する犯罪に加え、それと同程度の他の形態の性的暴行を包含することとなる。

また、とりわけひどい事件の場合、

「グロスレイプ」gross rape という新語が導入され、4年から10年の禁固刑が課せられることとなる。先の強姦の場合は、今までどおり2年から6年の禁固刑である。

強姦の場合、暴行以前の犠牲者の攻撃者に対する行為並びに両者の関係は、考慮に入れられない。

新法案におけるその他の要点は以下の通り。

- 一、15歳未満の児童との性交渉は、従来通り非合法とする。また、親とその18歳未満の妻子との性交渉に対する刑罰をさらに重くするべきである。
- 一、15歳未満の児童にいかがわしいポーズや行為を強要した大人に対する刑罰を重くするべきである。
- 一、売春に対する刑を重くすべきである。

新法案は、議会の承認が得られれば、本年度7月1日より実効の予定で、そのねらいは性的暴行の犠牲者が社会からより多くの、効果的な援助を受けられるようにすることにある。

スウェーデン、国土の2分の1が森林地帯、農地は8%

此程、中央統計局がスウェーデンの土地利用に関する調査報告を発表したが、概要は以下のとおり。

スウェーデンの総面積は45万平方km、うち森林—53%、山岳地帯—16%、湿地帯—11%、湖沼・河川—9%、農業用地—8%、市街地—3%。

1960年代に起った都市部への人口の大移動は今や止んでおり、現在の同地域の人口増加は当時のわずか5分の1に減じている。ただし、市街地面積は、ペースを落さずに拡大し続けてきており、これは、一戸建住宅の建設が1970年代を通じて多かったことによる（戦後、集合住宅の建設は低水準を維持している）。一戸建住宅の住人1人当たりが占有する居住空間は、集合住宅の場合のおよそ8倍に相当するため、1975~80年にかけて、市街地の総面積は4万4,000ヘクタールの増大を示した。なお、このうちの1万ヘクタールは、農業用地を転用したものである。

戦後、スウェーデンの農業地は、離農、植林打切り、市街地拡張等に伴ない20%近く減少してしまった。この減少分は1800年代後半と今世紀初頭に開墾された耕作地面積とほぼ同じで、このことは今日のスウェーデンの農業用地面積が100年前の300万ヘクタールとほとんど等しいことを意味するものである。同期間にスウェーデンの人口はほぼ倍の830万人に達した。ただし、収穫量の増大により現在のスウェーデンは農産物の自給自足をほぼ達成しており、余剰の部門もある。

スウェーデンのおよそ40%は、主に農地、森林、市街地よりなり、民間人の所有である。また、約30%は国有地でその3分の2が主として山岳地帯、湿地といった未開地で開墾の障壁となっている。残りの3分の1はほとんどが森林地帯である。その他、主に森林産業部門の企業所有の土地が全体の20%、地方自治体、教会の所有地や個人の不動産が残りの10%を占める。